

# 平成 14 年度第 4 回常務理事会議事録

日 時：平成 14 年 9 月 2 日（月）15：00～17：50

会 場：ルーテル市ヶ谷センター「第 1 会議室」

出席者：

会 長：中野 仁雄

副会長：野澤 志朗、藤井 信吾

理 事：荒木 勤、落合 和徳、佐藤 章、佐藤 郁夫、田中 憲一、西島 正博、  
村田 雄二

監 事：青野 敏博、佐藤 和雄、藤本征一郎

名誉会員：飯塚 理八

幹 事：泉 章夫、岡本 愛光、古山 将康、斎藤 克、佐川 典正、澤 倫太郎、  
清水 幸子、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、藤森 敬也、  
村上 節、矢野 哲

総会議長：高山 雅臣

総会副議長：小柴 壽彌、松岡幸一郎

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：飯島正一郎、荒木 信一

## [ 資料 ]

第 4 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連議事項目予定内容

1：第 3 回常務理事会（通信）議事録（案）

庶務 1：飯塚理八名誉会員の第 3 回常務理事会への出席の経緯

庶務 2：教育・用語委員会から「用語集および用語解説集」改定原稿の検討、許可依頼の書面

庶務 3：「鑑定人候補者リスト」掲載へのお願い

庶務 4：「医薬品・医療用具等安全性評価報告制度」への協力依頼

庶務 5：フィブリノゲン製剤に関する三菱ウエルファーマ調査報告書の一部

庶務 6：厚生労働省医薬局安全対策課から「黄体ホルモン・卵胞ホルモン併用療法の安全性に関する検討会」への委員推薦依頼

庶務 7：「小児科・産科若手医師の確保・育成に関する研究班」メディアファクス記事

庶務 8：日本産婦人科医会ホルモン補充療法に関する急告

庶務 9：日本更年期学会ホルモン補充療法に関する急告

庶務 10：日本不妊カウンセリング学会設立準備委員会からの書面

庶務 11：シンポジウム「小児科・産科若手医師確保と育成のために」

庶務 12：生殖内分泌委員会内ホルモン補充療法の安全性に関する検討委員会からの報告書

会計 1：収益事業への一提案-オリジナル切当日記付

編集 1：JOGR のインパクトファクターに関する書面配付

社保 1：卒後研修施設（08 施設）の手術施設基準アンケート結果

社保 2：東海大学旭川久教授からのカプロシンに関する要望書

社保 3：日本精神神経学会から「精神分裂病」の診断名変更のお知らせとお願い

倫理 1：本会会員からの「卵子核移植によるいわゆる卵子若返り」に関する研究申請書に対する質問状

倫理 2：当該会員からの「卵子核移植によるいわゆる卵子若返り」に関する研究申請書に関する本会からの質問に対する説明書

倫理 3：本会会員からの「卵子核移植によるいわゆる卵子若返り」に関する研究申請書受領の可審日配付

倫理 4：本会「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録施設」研究課題配付

専門医制度：各大学産婦人科教授宛「卒後研修研修の必修ローテーションに関するお願い」

専門医制度：厚生労働省担当官との面談報告

専門医制度：日本不妊学会の生殖医療従事者資格制度（案）

専門医制度：日本婦人科腫瘍学会から委員会設置の書面

学会改革推進本部：各部署における第 2 次中期目標・計画への取り組み推進の依頼

15:00、会長・両副会長、常務理事の総数 11 名中、武谷常務理事を除く 10 名が出席した。中野仁雄会長が開会を宣言。中野仁雄会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務、会計担当常務理事の計 3 名が選任され議事に入った。

・ 幹事長代行委嘱の件

**中野会長** から「通例の担当常務理事からの協議、報告事項に入る前に了承を得たきことがある。塚崎幹事長がこの度発病され、しばらくの間治療に専念されることになった。塚崎幹事長ご本人及び両副会長とも相談の結果、8月19日付で吉田幸洋幹事を幹事長代行として委嘱した。会長裁量で委嘱できることであるが、了承いただきたい」との発言があり、これを追加承認した。

・ 飯塚理八名誉会員の出席について

**中野会長** から、本日、飯塚理八名誉会員が出席されているとの案内があった後、**落合常務理事** から、飯塚名誉会員の出席の経緯につき資料に基づき説明があった。[後記、庶務事項(3)根津訴訟との関連あり]

飯塚名誉会員から本会に事前に送付されたメモ及び、本日になって送付されてきた出席に当たってのコメントに基づき、下記発言があった。

**飯塚名誉会員** の発言は、

「(1) 昭和 58 年の『体外受精・胚移植に関する見解』は暫定的なもので、5 年後位を目安に見直す考えであった。

(2) 非配偶者間体外受精については根津医師の実施以前にも事例があったにも拘わらず、除名等処分を学会は行っていない。

(3) 学会はパーコールの使用に関し、Pharmacia 社の言い分を楯に安全性に問題ありとして、XY 精子選別法を当分の間認めないとしているが、一方で HIV 除去精液での出産事例にはパーコール洗浄法を使用することを黙認している。生み分けについてだけパーコール使用を認めるのはおかしい。安全性に問題ありとすれば全て禁止すべきではないか。

(4) 根津医師の非配偶者間体外受精実施は唐突であった。同医師は色々行動面で問題があるが、学会は寛容の精神を以て、裁判での和解に応じ、会に戻してほしい。ただし、根津医師の今後の行動について私としては保証はできない」との要旨であった。

以上の飯塚名誉会員の発言に対し、

本会の**野澤副会長** から、上記(2)の飯塚名誉会員の発言に対し「平成 7 年に毎日新聞で報道された夫以外の精子での出産事例については、当時の倫理委員会で会告違反として実施医師に厳重注意を行うことを決定した。しかし、色々調査したが実施医師を特定するに至らず、厳重注意は行われなかった」

(3)については「現在の会告については『XY 精子選別法は当分の間パーコールを使用しない』とされており、HIV 除去については会告違反とは言えない。本行為は医師の裁量権の範疇である。平成 14 年 5 月に厚生労働省に問い合わせたところ、医師の裁量権の問題ではあるが、科学的に根拠のない方法により患者に危害が加われれば傷害罪という刑法上の罰則の対象となるとの見解であった」との回答があった。

本会の顧問弁護士である**平岩弁護士** から飯塚名誉会員の上記(1)(2)(4)の発言について「飯塚名誉会員から昭和 58 年の会告は 5 年後を目安に見直す前提であったこと、根津医師と同様の他の事例があったにも拘わらず根津氏だけが除名されたのはおかしいとの指摘があったが、裁判での争点は、昭和 58 年の会告の内容の是非が問題になっているのではなく、非配偶者間体外受精の会告違反の是非が問題になっている。根津医師は、それに違反し、さらに違反を続ける意向をマスコミに公言している。また会に戻ることができた場合、自分の考えを広めるとも言っており、必ずしも会則を守るとの確証は得られていない。会告で許されていない、また国も禁止する方向の代理懐胎も敢えて実施するとも言っている。そのような学会のルール

を守る意思の全くない人物を会の中に入れておくことは、会としての存在意義はなくなる恐れがあるが、飯塚名誉会員にはどのように思われるか」との質問があった。

これに対し**飯塚名誉会員**から「根津医師は医会の坂元会長などには謹慎すると言ったと聞いているが、私としては根津医師について保証の限りでない」との回答があった。

・ 第3回常務理事会（通信）議事録の確認  
修正なく承認した。

・ 業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔 本会関係 〕

(1) 会員の動向

名誉会員の逝去

松浦俊平名誉会員（香川）が7月25日に逝去されたので、弔電、生花を手配した。弔辞はご遺族の意向により辞退された。

功労会員の逝去

加藤廣英功労会員（栃木）が6月23日に逝去されたので、弔電、香典を手配した。

(2) 運営企画委員会内に理事長制導入ワーキンググループを設置することについて

**落合常務理事**から「第3回常務理事会（通信）で承認された理事長制導入に関するタイムスケジュールに基づき、運営企画委員会内に理事長制導入ワーキンググループを設置したい。

ワーキンググループメンバーは、吉田幸洋幹事を委員長として、岡本愛光、清川 尚、澤倫太郎、進 純郎、田中政信、阪埜浩司の各氏に委嘱したい」との提案があり、これを承認した。

(3) 根津訴訟について

7月31日に第13回口頭弁論が行われた。本会から理事会での協議の結果、原告を本会に戻すことは難しいとの回答をした。

原告側から、飯塚理八名誉会員が理事会等で意見を陳述したいとの要請があった。

[資料：庶務1]

本件の要請を受け、本日飯塚理八名誉会員が本日の第4回常務理事会に出席し、意見を陳述した。[前記 記載済み]

なお次回の口頭弁論は、9月11日の予定である。

(4) 教育・用語委員会における「用語集および用語解説集」の改定作業が終了し、その原稿が送付されてきた（8月22日）。

改定原稿の内容の承認及び出版の許可の依頼があった。[資料：庶務2]

本件に関し**落合常務理事**から「改定の原稿が宮川委員長から送付されてきたが膨大な量なので、ここで回覧させていただく」との説明があり、改定原稿が各役員に回覧された。

**中野会長**から「宮川委員長をはじめ各委員には実に手際よく改定の作業を進めていただいた。この膨大な資料を逐一検討するわけにもまいらないので、本日の常務理事会でこの改定作業の概ねを了としたい。第3回理事会では改定の要旨を以てお諮りし、承認の手続きとしたい」とのまとめがあり、了承された。

(5) 鑑定人候補者リスト

学会、医会の共同作業により鑑定人候補者リストを作成することになっていたが、このたび学会の教授、名誉会員リスト、医会のリストを基に候補者リスト（案）を作成した。このリスト（案）により候補者リストへの掲載の応諾をいただけるか、両会会長名で伺うことにした。

[資料：庶務3]

(6) 某大学病院の事故調査委員会に第三者的立場から意見を述べる専門家アドバイザーの推薦依頼を受領した(8月26日)。中野会長と落合庶務担当常務理事とで協議の上、推薦を行った。

(7) 生殖内分泌委員会内ホルモン補充療法の安全性に関する検討小委員会からの報告書を受領した(8月27日)。[資料：事前配付]

本報告書に関し、全理事に8月30日までに意見があれば提出してほしい旨依頼したが意見はなかった。

**中野会長** から「ホルモン補充療法の安全性に関する小委員会は検討資料として、日本産婦人科医会の解説並びに日本更年期医学会の見解を参照し、日本更年期医学会の了承を得て、同医学会の見解を原文のまま小委員会意見書に採用することになった。本会内で更に審議を行い、この意見書をもって本会の見解とすることにした。発表に当たっては医会、日本更年期医学会との三者統一見解として本日ホームページに掲載したい。また併せて学会誌にも掲載したい」との説明があり、これを承認した。

[ . 官庁関係 ]

厚生労働省

(1) 「医薬品医療用具等安全性情報報告制度」への協力依頼

厚生労働省医薬局安全対策課から医療現場での医薬品や医療用具の使用によって発生したと疑われる健康被害情報(副作用情報、感染症情報、不具合情報)を直接収集することを目的とした制度を実施したので、協力を依頼するパンフレットを受領した。[資料：庶務4]

(2) フィブリノゲン製剤に関する三菱ウエルファーマ調査報告書及び厚生労働省の最終調査報告書

8月9日、三菱ウエルファーマ社から厚生労働省宛フィブリノゲン製剤に係わる調査報告書が提出され、同日マスコミ等に公表された。厚生労働省血液対策課から本会へも連絡があり、報告書を受領した。同報告書には、フィブリノゲン製剤の再評価に係わる本会、日産婦医会等に関連する記載がある。[資料：庶務5]

また、8月29日に厚生労働省の最終調査報告書を受領した。

**落合常務理事** から「フィブリノゲン製剤に係わる肝炎の被害者団体が結成され、国及び製薬会社の責任を問う動きが報道されている。本会として静観したい」との報告があり、了承された。

(3) 厚生労働省医薬局安全対策課から「ホルモン補充療法の安全性に関する検討会」を設置するのにつき、本会から1名を推薦してほしいとの依頼に接した(8月1日)。

早急な回答を求められたので、会長指示により生殖内分泌委員会星合委員長に人選依頼したところ、星合委員長から、同委員会ホルモン補充療法の安全性に関する検討小委員会太田博明

委員を推挙したいとの回答があり、本会として太田博明氏を推薦した。[資料：庶務 6]

(4)「小児科・産科若手医師確保と育成のための研究班」の設置

坂口厚生労働大臣の肝いりで、産科・小児科医不足を解消することを目的に「小児科・産科若手医師確保と育成のための研究班」が発足した。[資料：庶務 7]

中野会長をはじめ、本会関係者が多数委員として参加している。

**中野会長** から「本件に関連し、シンポジウム『小児科・産科若手医師の確保と育成のために』[資料：庶務 11]が開催されるが、多数の参加をいただきたい」との案内があった。

〔 . 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

7月17日に第7回学会・医会ワーキンググループを開催した。[詳細は学会改革推進本部の項目]

9月19日に第8回学会・医会ワーキンググループを開催する。

ホルモン補充療法に関する急告について両会間で調整を行った。[資料：庶務 8]

(2) 日本更年期医学会

ホルモン補充療法に関する急告について両会間で調整を行った。[資料：庶務 9]

(3) 日本婦人科腫瘍学会

委員会設立の書面を受領した(8月1日)。[詳細は専門医制度の項目]

(4) 日本癌治療学会

日本癌治療学会から卵巣癌、子宮癌の「抗がん剤適正使用ガイドライン」を作成するための2分科会の設置と委員の選出依頼については、第3回常務理事会(通信)で承認されたが、委員の選出については会長、副会長に一任された。

会長、副会長で協議の結果、

卵巣癌の「抗がん剤適正使用ガイドライン」ワーキンググループの分科会の委員として、安田 允(慈恵医大)、八重樫伸生(東北大)、杉山 徹(岩手医大)、評価委員として金澤浩二(琉球大)

子宮癌の「抗がん剤適正使用ガイドライン」ワーキンググループの分科会の委員として、小西郁生(信州大)、宇田川康博(藤田保健衛生大)、櫻木範明(北海道大)、評価委員として植木 實(大阪医大)

の各氏を推薦した。

なお、本件に係わる旅費、会場費等は日本癌治療学会が負担する。

本件に関し、**野澤副会長** から「日本癌治療学のガイドラインではあるが、本会及び婦人科腫瘍学会等と協調しなければ統一性あるガイドラインは作れない。この観点から、本会の次期腫瘍委員長とか、本会会員でかつ婦人科腫瘍学会の専門家を入れるなど本会推薦のメンバー選定に当たって配慮した。この方向でよろしいか」との発言があった。協議の結果、メンバー及びその方向性につき承認した。

(5) 日本不妊カウンセリング学会設立準備委員会

不妊カウンセリングの普及と発展とそれに係わる研究を進めるため本年11月2日「日本不妊カウンセリング学会」を設立する旨の書面を受領した(8月20日)。[資料：庶務 10]

本件に関し下記発言があった。

**落合理事** 「医会では、同学会設立準備委員会の動向に賛成できないとの雰囲気のようなのである」

**野澤副会長** 「倫理委員会でも、この設立の動きに関心を持っている」

**荒木常務理事** 「日本不妊カウンセリング学会とあるが、日本と銘打っているところを問題視している向きもある」

**佐藤郁夫常務理事** 「設立の真意はどこにあるのか、情報収集する必要がある」

**青野監事** 「今回の動きは、日本不妊学会における生殖コーディネーターの認定、日本看護協会における不妊認定看護婦の養成と併せ、不妊カウンセリングに係わる三つの動きといえる」

**佐藤 章常務理事** 「設立の動きをやめさせる権利はない。本会に協力を求めてきた場合に対応を協議すればよいのではないか」

以上の発言を踏まえ、

**中野会長** から「倫理委員会を窓口の情報収集に努めるが、当面具体的対応を行わず静観する」とのまとめがあり、これを承認した。

〔 . その他〕

#### (1) 後援依頼

日本学術会議第 7 部関係研究連絡委員会主催シンポジウム「小児科・産科若手医師の確保と育成のために」後援名義使用許可申請を受領した(8月12日) [資料：庶務11]

本会に関係することでもあり、応諾した。また、ホームページへの掲載依頼もあったので掲載することを承認した。

#### (2) 転載依頼

学習研究社より「看護学学習辞典第 2 版」を刊行するにつき、本会「妊娠中毒症の定義」、産科婦人科用語問題委員会報告「陣痛周期」、本会編著子宮頸癌取扱い規約から「子宮頸がんの組織分類」等を引用したいとの転載許諾依頼があった。原典通りの引用であり応諾した。

## 2) 会 計 (佐藤郁夫理事)

### (1) 会費納入状況

7月31日現在の会費納入状況は、在外会員41名、保留者0名を含め、会員数15,936名、会費納入者数1,711名(納入率10.7%)であった。

### (2) 収益事業への一提案-----オリジナル切手[資料：会計1]

**佐藤郁夫常務理事** から「困窮する本会の財政の一助として、これまで幾つかの収益事業を検討してきたが、今般民間会社から子女誕生の慶事に、誕生記念切手(カナダ郵政公社認定オリジナル国際切手)を販売する事業への本会の協力依頼があった。本事業への協力により収益の一部を本会に還元したいとの提案である。事業内容の具体的イメージは資料の通りである」との説明があった。

引き続き**佐藤郁夫常務理事** から「本件収益事業のリスク、その他について考慮する必要があることから、関口公認会計士、平岩顧問弁護士の意見を伺った。

関口公認会計士からは本事業は公益法人が行ってもよい範疇の事業(仲立業)であるとの回答を得た。一方、平岩顧問弁護士からは、本件事業により記念切手を購入する者は、学会を信用して購入すると思われるが、事業者の倒産等により購入者が損害を蒙った場合には、学会に損害賠償の請求をすることが考えられるとの指摘があった。従って、事業者の信用調査を充分に行うべきとのアドバイスがあった。また、同弁護士から事業者とカナダ郵政公社との契約上のリスクを回避するため、契約書を提出させる必要があるとの指摘を受けた。これらリスクを担保できるとの見通しに立てば収益事業として認められるとの関口公認会計士、平岩顧問弁護士の意見であった。ついては、指摘を踏まえ民間会社と折衝しつつ調査を進めたい」との説明

があった。

**中野会長**「本件事業協力を係わる年間収益見通しはどの位か」

**佐藤郁夫常務理事**「あくまで試算だが、年間出生 120 万人のうち 1%の 1.2 万人が 1 セット (50 枚) 2 万円を購入した場合の収益還元は 5 百万円前後とみている」

**佐藤監事**「この話は当初私が受けたものである。子供の写真を販売業者に託せば、カナダ郵政公社が子供の写真入りのオリジナル切手を発行し、購入者の元に届けられる。その切手を知人、親戚等へのカードに貼付し、また販売業者に託せば、カナダから各知人、親戚宛カードが配付されるというサービスである」

以上の協議を踏まえ、佐藤郁夫常務理事の説明通り、本事業の係わるリスクもあることから、当該リスクを担保するため、事業会社の信用調査等の手順を経て、再度収益事業の提案として協議することとした。

### 3) 学 術 (荒木 勤理事)

#### (1) 神澤医学賞候補者推薦について

**荒木常務理事** から「慶應大学より、同大青木大輔講師を推薦する書類一式を受領した (7 月 30 日)。通信による学術担当理事会にて推薦が承認されたので、同じく通信にて全理事宛推薦の可否を求めたところ全理事 23 名のうち 21 名から可とする回答があり (2 名未回答)、会長名で推挙したい」との説明があり、これを承認した。

#### (2) 第 55 回学術講演会一般演題募集について

8 月 1 日より応募受け付けを開始した。応募締め切りは、10 月 1 日正午である。

#### (3) 第 55 回学術講演会一般演題査読について

今回よりオンライン査読をすることが、第 2 回理事会にて承認されたので、現在その準備を進めている。オンライン査読の練習期間 (9 月 1 日より 10 月 31 日まで) を設定した。

#### (4) 専門医認定二次審査筆記試験問題評価委員会について

平成 14 年度専門医認定二次審査筆記試験問題評価委員会を 8 月 29 日に開催した。

本件に関し**佐川幹事** から「本年度の成績は総合得点が約 8 点昨年より低く、得点率 60%を合格ラインとすると、約 1/3 が不合格となることが判明した。昨年度の良問 20 題を本年度も出題したが、正答率、識別指数は今年度もほぼ同じであったことから、今年度の受験生が特別能力が低いということではないことが確認できた。年度によって不合格者の割合が大幅に変わらないような対応を検討した。当日の協議内容は 9 月 14 日の第 3 回専門医制度中央委員会に報告する予定である」との説明があった。

### 4) 編 集 (田中憲一理事)

#### (1) 論文採用状況 (カッコ内は受領数)

##### (8 月採用状況)

和文：原著 2 (2)、速報 0 (0)、診療 11 (13)

#### (2) 会議開催

編集会議：8 月 5 日に開催した。

9 月 2 日に開催する。

(3) 厚生労働省医薬局からの通知を掲載

塩酸チクロビジン製剤（パナルジン錠・細粒）による重大な副作用の防止に関する緊急安全性情報を受領した（7月29日）

「医薬品・医療用具等安全性情報」No179を受領した（7月29日）

「医薬品・医療用具等安全情報」No176及び同ダイジェスト版を受領した。

(4) 掲載依頼

第28回日本外科学系連合会学会学術集会：平成15年6月20日～21日、東京

第2回京都国際ホルモンセミナー（第6回国際アロマターゼ会議サテライトシンポジウム）：平成14年10月28日、京都

「Acta Obstetrica et Gynecologica Scandinavica」のChief EditorであるProfessor Perolof Jansonから藤本監事宛同誌の本会会員宛広報依頼の件につき、編集委員会で検討の結果、9月のJOGR編集委員会で掲載の検討をすることにした。

(5) 和文投稿論文の受付中止について

**田中常務理事**から「当初の計画通り、8月末をもって一般投稿論文の受付を終了した。受付論文の審査を終えたが、和文投稿論文の掲載は12月号が最終となる」との説明があった。

(6) 過去の学会誌のファイル化について

**田中常務理事**から「第2回理事会で報告した過去の学会誌のファイル化について、事務局で調査したところ、国立電子図書館においてPDFファイル化が可能ということが判った。9月末にも説明会が行われるとのことであるが、国立電子図書館のPDFファイルサービスを利用できれば、コストをかけずに所期の目的を達成できる」との説明があった。

(7) JOGRのあり方検討について

**田中常務理事**から「会長の指示、また第1次中期目標・計画にもある通り、JOGRのあり方を、和文誌との編集一本化を含めて検討したい。については本件に関するアンケート調査を編集理事会で行いたい。そのアンケートの集約をもって第3回理事会に諮りたい」との報告があった。

(8) 英文機関誌 Journal of Obstetrics and Gynaecology Research(JOGR)のインパクトファクターが2004年に取得可能との連絡を受けた。[資料：編集1]

**村田常務理事**から「JOGRがISIのサービスに乗った。その意味するところは、JOGR2001No.1以降からどの位のcitationを受けるかでimpact factorを取得できるかを決めるというものである。については、impact factorを取得する可能性が大となったが、call for papers（Blackwell作成）でのお知らせとし、citationを多くしてもらおう働きかけたい」との報告があった。

**中野会長**「AOCOGバンガロールでのブースにcall for papersを置いてほしい。またホームページ上でも掲載してほしい」

**佐藤郁夫常務理事**「各大学教授にもcall for papersを送付すべきだ」

との意見があり、各対応を行うこととした。

また、**村田常務理事**から「先般Blackwell社長が来日した折、同社との契約上の課題につき話し合う機会を得た。準拠法を日本法にすることで先方が折れたので、近々契約の運びになると思う」との報告があった。

## 5) 渉外 (村田雄二理事)

### [ FIGO 関係 ]

The FIGO Committee for Gynecologic Oncology から「途上国における婦人科腫瘍問題に関するワークショップ」開催の希望の機関があれば申込みを受け付けるとの書面を受領した(8月12日)

### [ AOFOG 関係 ]

(1) 2002AOCOG (インド・バンガロール) は9月5日~10日に開催される。[詳細は2007年第20回AOCOG誘致準備委員会の項目]

(2) 次期の President elect としてインドの Dr.Tank が立候補し、日本に支援要請の手紙を受領した。本会として Dr.Tank を支持することを承認した。

### [ ACOG 関係 ]

とくになし

### [ その他 ]

**村田常務理事** から「学術企画委員長と協議の結果、日中医学大会2002(北京、11月3日~5日)における、日本側のシンポジストとして植田政嗣(大阪医大助教授)、金山尚裕(浜松医大教授)、古山将康(大阪大助教授)、佐藤 章(福島医大教授)、辻 芳之(兵庫医大助教授)、早川 智(日本大講師)、峯岸 敬(群馬大教授)、八重樫伸生(東北大教授)の各氏を候補者として推薦したい」との提案があり、これを承認した。

## 6) 社 保 (西島正博理事)

### (1) 会議開催

第1回社会保険学術小委員会：8月5日に開催した。

(2) 卒後研修指導施設808件への「施設基準の症例数について(お願い)」アンケートの結果について[資料：社保1]

**西島常務理事** から「4月に診療報酬改定に際し、手術の施設基準設定が行われ、産婦人科領域では[資料：社保1]左上の表の5手術に基準設定が設定された。第2回常務理事会でこれら手術の現状を把握する必要があるとの意見があり、卒後研修指導施設808件へアンケートを行った。

子宮附属器悪性腫瘍手術を除いた4手術は取り扱っている施設が少なく手術基準を満たす施設は殆どなかった。

子宮附属器悪性腫瘍手術では基準となる10例を充足する施設が41.3%のみであることが判明した。

外保連から同様の施設基準設定手術数調査の依頼があり、7月31日にこのデータを提出した。

外保連は各学会からのデータを取りまとめ、来年4月に施設基準の改定が行われるように厚生労働省と交渉中である。この動向をみて当学会から再度要望を出すかを検討したい」との報告があった。

(3) 東海大学牧野恒久教授から「抗リン脂質抗体症候群に対するヘパリン製剤(カプロシン皮下注)の在宅療法及び1回14~30日分投薬許可についての要望書を受領した(6月13日)。

[資料：社保2]

**西島常務理事** から「本件につき社会保険学術委員会で検討の結果、今回の要望は薬剤の投与方法に関する要望のため、学会からではなく、まず製薬企業から厚生労働省に働きかけていただきたいと回答した。しかし、カプロシンは血栓予防として適応症があるが、抗リン脂質抗体症候群の妊婦に使用した場合、適応外使用として取り扱われる恐れがあるので、要望に当たって再検討されるようにとの学会の意見を牧野教授への回答書面に添えた」との報告があった。

(4) 外保連委員の追加について

**西島常務理事** から「外保連顧問の松田委員から、社会保険学術委員会委員である社会保険横浜中央病院坂田寿衛氏を外保連委員として追加したらどうかとの意見があった。松田委員のご意見通り、坂田氏は社会保険庁の動向等につき多くの情報を持っており、産婦人科の意見を反映させる上で必要な方であるので、外保連委員に加えたい」との提案があった。

本件に関し、**佐藤監事** から「1人でも多く外保連に参加し、意見を言うことには賛成である。現在外保連には5委員会があるが、適材適所の効率の良い委員の配分を考えるべきだ」との意見があった。

**中野会長** からも同様の意見があり、本件を協議の結果、坂田寿衛社保委員を外保連委員として追加することを承認した。

(5) 日本精神神経学会から「精神分裂病」診断名を「統合失調症」に変更するとの書面を受領した(8月19日)。[資料：社保3]

については学会誌に掲載し周知徹底を図るとともに、教育・用語委員会等本会関係先に伝える。

7) 専門医制度 (矢野 哲幹事)

(1) 会議開催

認定二次審査筆記試験問題評価委員会：8月29日に開催した。

第1回認定小委員会：9月14日に開催する。

第3回中央委員会：9月14日に開催する。

(2) 平成14年度専門医認定二次審査

東京会場(都市センター)と大阪会場(千里ライフサイエンスセンター)で8月3日に筆記試験、4日に面接試験を実施した。筆記試験の結果は得点60%未満は342名中115名であった。また、面接試験の結果は次の通りである。

受験者 342名(東京199名、大阪143名)

第2段階へ回った人数 東京8名、大阪9名

評価会議で保留となった人数 東京1名、大阪1名

(3) 産婦人科を卒後臨床研修必修化とすることの要望について

厚生労働省における卒後臨床研修必修化の検討が最終局面となっているが、産婦人科が必修化となるか予断を許さない状況である。

本件に関する前回(第3回)の常務理事会の議論では、全員が産婦人科を必修化とするように働きかけるべきとの意見であり、会長から、以下2項目のアクションプランの指示があった。

- A. 全大学教授宛、緊急のお願いとして全国各地での厚生労働省説明会に臨み産婦人科をコアローテーションに取り入れることを発言願いたい旨の協力要請文を出すこと。
- B. 厚生労働省、ワーキンググループを含めての情報収集と陳情活動を継続すること。

この指示を踏まえ、

A については協力要請文を全大学教授宛出状した。[資料：専門医制度 1]

B については 8 月 7 日落合理事、澤幹事が厚生労働省医政局中島課長に面談、8 月 19 日田中理事、矢野幹事が厚生労働省医政局篠崎局長に面談し、陳情活動を行った。

[資料：専門医制度 2]

**矢野幹事** から「これら陳情活動の結果、新医師臨床研修制度において、基本研修期間は 24 ヶ月の研修期間のうち 18 ヶ月であり、産婦人科は、内科、外科、小児科、精神科、救急部門、地域保健・医療とともに研修科目に入る見込みとなった。産婦人科の研修期間は 1 ヶ月が予定されているが、本会としては、研修期間を延長するよう、厚生労働省医政局長宛要望書を提出する予定である。なお、医政局長から産婦人科において二次医療圏毎に臨床研修を行える施設が存在するかとの照会があったが、調査の結果存在することが分かったので併せてその旨報告したい」との報告があった。

#### (4) 日本不妊学会の生殖医療従事者資格制度（案）について

日本不妊学会から不妊学会専門医制度の確立を骨子とする生殖医療従事者資格制度（案）を策定したのに伴い、本会の意見を求める書面を受領した（6 月 13 日）。[資料：専門医制度 3]

日本不妊学会は早急な回答を求めているが、前回（第 3 回）常務理事会での議論の結果、同学会が期待するタイムスケジュールでの回答は無理であるとの確認を行った。

本件に係わる前回常務理事会での各意見は同議事録 8～10 頁の通りであるが、要約するところ、本件につき本会として慎重な対応が必要であるとの点で一致したが、どの部署がその検討を担うかについては、関連連絡会議、倫理委員会、あり方検討委員会、ジョイントでワーキンググループを設置する等様々な意見があった。

については、本件の処理方針及びタイムスケジュールにつき継続審議を行った。

本件に関し、下記の議論があった。

**落合常務理事** 「周産期領域についてサブスペシャリティの論議が進んでいる。そこでの本会の関わりを参考にジョイントによるワーキンググループを作ったらどうか」

**中野会長** 「受皿はどうか。生殖・内分泌委員会か、それとも専門医制度委員会か」

**野澤副会長** 「専門医制度だけでなく登録の問題もある」

**落合常務理事** 「理事会内に委員会を作り対応したらどうか」

**青野監事** 「日本不妊学会では副理事長兼将来計画委員会委員長である岡村 均先生が積極的に推進するお考えで、来年秋にも第一号の専門医を誕生させたい意向である。これに対し、不妊学会内には異論もあるようである」

**佐藤監事** 「確かに性急すぎるとの異論もある。本件について日本不妊学会が本件につき本会との共同歩調をとるかとの疑念もあるが、よく連絡を取った方がよい」

**佐藤 章常務理事** 「日本不妊学会は本資格制度を作るに当たって、産婦人科以外の例えば泌尿器等も専門医認定の対象に考えているのか」

**佐藤監事** 「伊藤理事長は泌尿器から出ておられることでもあり、不妊に係わる幅広い対象科目を考えていると思う」

**荒木常務理事** 「日本不妊学会は日本医学会分科会に所属する社団法人であるが、専門医認定制協議会に入っていないと思う。日本不妊学会には同制度協議会に入っただき、同じ土俵でサブスペシャリティの議論を行っていくことも有用ではないか」

これらの議論を踏まえ、

**中野会長** から「本件については庶務を通じ、日本不妊学会にジョイントでワーキンググループを作ることを打診を行うこと、本会においては理事会内の学会のあり方検討委員会が受皿としてサブスペシャリティの問題を絡め、検討することでは如何か」との提案があり、協議の結果、承認した。

#### (5) 日本婦人科腫瘍学会における委員会設置の案内について

日本婦人科腫瘍学会から「婦人科腫瘍の専門医（サブスペシャリティ）の検討」と「婦人科の各悪性腫瘍の治療の指針（ガイドライン）の作成」を目指す 2 つの委員会を設置したとの書面を受領した（8月1日）。[資料：専門医制度 4]

本件に関し、日本婦人科腫瘍学会理事長である**野澤副会長** から「サブスペシャリティに関することでもあり、日産婦とよく連携を取って進めたい」との説明があった。

**落合常務理事** から「日本不妊学会の件と合わせて本件もサブスペシャリティとして学会のあり方検討委員会で検討いただけるのか」と質問があり、

**藤井学会のあり方検討委員長** から「日本不妊学会及び日本婦人科腫瘍学会の件もサブスペシャリティに関することであり、あり方検討委員会で包括して協議したい」との方針説明があり、これを承認した。

#### (6) 専門医広告の件について

**矢野幹事** から「厚生労働省に産婦人科専門医につき広告できるよう届け出をしているが9月中には認可になる見込みである」と報告があった。

### 8) 倫理委員会（野澤志朗委員長）

#### (1) 本会の見解に基づく諸登録（7月26日現在）

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：登録 78 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：登録 572 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：登録 394 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号（平成 6 年 8 月）において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録申請：登録 302 施設

非配偶者間の人工授精の臨床実施に関する登録：登録 27 施設

#### (2) 委員会開催

倫理委員会：第 4 回倫理委員会を 8 月 23 日に開催した。

倫理審議会：第 4 回倫理審議会を 8 月 9 日に開催し、「諮問事項 精子・卵子の提供は匿名の第三者に限る点」につき審議を行った。

生殖医療部会 登録・調査小委員会：通信にて臨時登録・調査小委員会を開催し、本会

会員からの「卵子核移植によるいわゆる卵子若返り」に関する研究申請について協議した。

第2回委員会を8月27日に開催した。

(3) 本会倫理審議会答申書（諮問事項 胚提供について）を本会ホームページ上で公開し、7月末日を締切りとして本会会員からの本答申書に対するご意見募集を締め切った。本会会員からのご意見は受領していない（7月31日）。

(4) 本会会員からの「卵子核移植によるいわゆる卵子若返り」に関する研究申請書の問題点について7月15日を締切りとして当該会員に対し説明を求める書状を送付し[資料：倫理1]、当該会員より説明書を受領した（7月16日）。[資料：倫理2]

本説明書の内容及び申請の受領の可否について、生殖医療部会登録・調査小委員会において検討したが、結論に至らず、本件は第4回倫理委員会で審議された旨、**野澤倫理委員長**より報告がなされた。[資料：倫理3]

さらに**野澤倫理委員長**から「本会倫理委員会としては、生殖医学の発展に寄与する研究を制限するものではないが、当該研究は正しい手順のもと、十分な生命倫理的配慮に基づき実施されるべきで、本申請は

卵子提供者の書面によるICが存在しない点

施設内倫理委員会に外部委員が含まれず、中立性が確保されていない点

を改善した上で、再度審査するとの結論となった」との見解があり、承認された。

(5) 総合科学技術会議生命倫理専門調査会からの資料請求について[資料：倫理4]

**野澤倫理委員長**「現在「研究目的でのヒト胚作成の是非」を審議している総合科学技術会議生命倫理専門調査会に委員として参加されている藤本監事より本会に登録（平成12年の再登録）しているヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究題目の一覧を資料として提出してよいかとの要請があった」との報告がなされた。

本会倫理委員会で協議され

研究題目のみとする

研究方法は削除する

机上配付資料とする

との3点に留意して提出資料を作成した旨、報告がなされ以下の協議が行われた。

**藤本監事**「総合科学技術会議の生命倫理専門調査会においては現在まで約20回の会議を開催し、ヒトES細胞、特定胚などの問題を議論してきた。順番は逆であるがヒト受精胚の位置、クローン胚の位置付けを現在審議している。平成12年の本会の再登録を経て現在78題目の研究が登録されている。

本会会告（昭和60年3月）では生殖医学の発展のために受精胚の作成を認めている。専門調査会において研究目的のヒト胚の作成の是非を議論しており、生殖医学の発展のための研究に限ってヒト胚の作成を認める方向で審議している最中で、その参考資料として研究題目の一覧を専門調査会に資料として提出したい」

**野澤倫理委員長**「マスコミにも公表するのか。研究材料も明記するかにつき審議していただきたい」

**藤本監事**「マスコミには公表する必要はないと思う。研究材料は明記した方がよい」

**荒木常務理事**「ES細胞の樹立において余剰胚の使用に限っている。研究材料は明記しない方がよい。本資料が公表されると誤解されてしまうのではないか」

**中野会長**「本研究登録は公開されているのか」

**佐藤 章常務理事**「現在、研究の登録は公開されていない」

以上の議論を経て、研究材料を削除して、研究題目のみを専門調査会に机上配付として提出

することが承認された。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) **広報委員会**（佐藤 章委員長）

(1) 8月21日付で本会ホームページをリニューアルした。

(2) **佐藤 章委員長** から「『ホルモン補充療法に関する見解』を本日付で本会ホームページに掲載するが、マスコミ、会員等より質問が寄せられた場合の対応を、星合小委員長にお願いしたい」旨の説明があり、これを承認した。

(3) **佐藤 章委員長** から「日本テレビより『未受精卵の凍結保存』について広報委員長宛に問い合わせがあったが、『本会として検討に入る』と返答したい」旨の説明があり、これを承認した。

2) **学会のあり方検討委員会・学会改革推進本部**（藤井信吾委員長・本部長）

(1) 会議開催

9月2日に第2回学会のあり方検討委員会を開催する。議題は産婦人科医の存在意義の社会的アピール、産婦人科医（新入会員）の増加策等である。

(2) 学会改革推進本部から「各部署における第一次中期目標・計画への取組推進のお願い」を出状した。[資料：学会改革推進本部1]

**藤井本部長** から「各部署に中期目標・計画の進捗状況の報告依頼の書面を出状するので、9月25日までに回答をいただきたい」との依頼があり、これを承認した。

**落合常務理事** から「学会改革推進項目のカードリーダー導入とも係わるが、以前説明した学会クレジットカードにつき、先般関口公認会計士に、収益事業として位置づけられるかお尋ねした。関口公認会計士によると『公益法人の収益事業の一つである仲立業として認められる。税務上だけの対応をしっかりと行えば構わない』との回答を得た。カード所有については、会員に強制することはできないが、会員、学会双方にとってメリットがあると考えられるので、学会クレジットカード導入の方向で検討を行うことを承認いただきたい」との提案があった。

本提案につき協議の結果、学会クレジットカード導入の方向性を承認した。

(3) 学会・医会ワーキンググループについて

7月17日に第7回学会・医会ワーキンググループを開催した。[資料：学会改革推進本部2]

**落合常務理事** から第7回学会・医会ワーキンググループ議事録に基づき説明があった後、「両会における倫理、社保の棲み分けの議論の中で倫理委員会は学会に一本化する方向とし、社保事業は社保委員は大幅に縮小するが、行政、外保連、内保連の窓口としての意義は大きいので、機能として残す方向で議論が進んでいる。この方向でよろしいか」との確認があった。

本件に関し以下の議論があった。

**佐藤監事** 「社保事業に関して、医会は本会に比べ active である。しかし、行政へのインパクトという点では、学会を窓口にした方がよい。是非、社保事業は学会、医会双方に跨ぐ形での一本化としてほしい」

**藤本監事** 「学会の社保活動の意義が理解される形での一本化をお願いしたい。例えば、今般の手術施設基準や卒後臨床研修の問題でも、行政への学会の働きかけの意義は大きいものがある」

**野澤副会長** 「倫理を学会に一本化するというのは医会側からの要望か」

**落合常務理事** 「本会の倫理委員会における委員構成への配慮や倫理審議会という外部機構を

継続、発展させてほしいというのが医会側のスタンスである」

**松岡副議長** 「医会の坂元会長は倫理問題に関しダブルスタンダードはよくない、混乱を来すばかりだ、従って医会が単独で学会とは別の倫理基準を示すことはないと言われている。そのことが医会側の学会に倫理を一本化とするとの背景になっていると思われる」

以上の議論を踏まえ、社保、倫理に関する学会、医会ワーキンググループの方向性を承認した。

### 3) 2007 第 20 回 AOCOG 誘致準備委員会 (村田雄二委員長)

#### (1) 2007 第 20 回 AOCOG 大会会長候補者

**村田委員長** から「2007 第 20 回 AOCOG 大会会長候補者選定につき、理事 23 名に 3 候補者からの選出の投票を依頼した。8 月 9 日、村田雄二委員長が事務局立ち会いのもと、開票した結果、有効投票 21 票のうち武谷雄二候補が過半数を得て、大会会長候補者として選出された。

8 月 22 日に AOCOG 誘致準備委員会を開催し、9 月 5 日～10 日にインド(バンガロール)で行われる誘致活動に備えたい」との報告があり、これを承認した。

#### (2) バンガロールでの council meeting, general assembly における投票者派遣について

村田理事は JOGR 編集長として出席するため、日本の投票権 3 票はバンガロールに出席する落合理事、古山幹事、藤森幹事が担当することを承認した。

(3) バンガロールでの AOCOG2007 日本開催の広報ブースでの活動のため小林和子事務員を派遣することを承認した。日本の紹介のためのしおり、日本産科婦人科学会としての AFOG50 周年記念大会開催の熱意を伝える bidding paper を作成した(回覧資料)。

以上